

第2回有識者会議における意見と対応について

御意見（要約）	県の対応
⑥ワクチン	
準備期に定期接種の推進強化の文言を入れるべき。	下記のとおり追記しました。 P82 ワクチン 1-5-1. 接種体制 市町および県は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種または住民接種の実施が可能となるよう、<u>定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努める</u>。 また、市町および県は、地域医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資機材等の確保等など接種体制の構築に向けた検討を行い、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。
⑫県民生活および県民経済の安定の確保	
支援を要する方への支援について、子どものいる世帯に目を向けられる言葉を追加すべき。 担当部局として「子ども若者部」も記載すべき。	下記のとおり追記しました。 P140 県民生活および県民経済の安定の確保 1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備 県は、国からの要請に基づき、市町が、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等<u>および支援を必要とする子どものいる世帯</u>への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者等の把握とともにその具体的手続を決めておくよう連携して取り組む。（健康医療福祉部、<u>子ども若者部</u>） P143 3-1-2. 生活支援を要する者への支援 市町は、高齢者、障害者等の要配慮者等<u>および支援を必要とする子どものいる世帯</u>に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行い、県はその対応等の支援を行う。（健康医療福祉部、<u>子ども若者部</u>）

常任委員会における意見と対応について

御意見（要約）	県の対応
全体	
行動計画の対象感染症が分かりにくい。	概要版資料に対象感染症を追記するとともに、計画本文（P12）に対象感染症を示した図を追記しました。